

「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録について

福岡県飲酒運転撲滅条例では、事業者は、運転者が酒気を帯びていないことを確認する等、従業員が業務上飲酒運転を行うことを防止するよう、また、飲酒運転の撲滅を宣言し、条例の趣旨に則した取組を行うよう努めることとされています。

「飲酒運転撲滅宣言企業」の登録とは、事業者の皆さんに宣言を行った旨を届け出ていただき、県が登録するものです。

登録していただくと、「飲酒運転撲滅宣言企業」であることを示す登録証やステッカーを発行し、県のホームページで取組内容などを紹介します。

1 対象

県内で事業を営む個人又は法人その他の団体



2 届出方法

(1) 書面で届け出る場合

届出書（裏面）に必要事項を御記入の上、下記の「4 届出先・問合せ先」まで、郵送・FAX又は電子メール等にて御提出ください。

支店・営業所単位で宣言をする場合で、一括して届け出る場合は、支店・営業所の一覧を併せて添付してください。

※届出書は県のホームページからも入手できます。

[飲酒運転撲滅宣言ホームページ](#)

検索

(2) 電子申請により届け出る場合

「ふくおか電子申請サービス」の「飲酒運転撲滅宣言企業の届出」手続きにおいて、必要項目を入力後、送信してください。

[ふくおか電子申請サービス](#)

検索

3 その他

届出書を提出いただきましたら、内容の確認後、登録証を送付いたします。発行手続のため送付までに期間を要する場合があります。

既に同じ届出書を県に提出している場合は、重ねて届出していただく必要はありません（届出は1回のみで可）。

4 届出先・問合せ先

福岡県市町村・地域振興部生活安全課交通安全係
anzen@pref.fukuoka.lg.jp

TEL : 092-643-3167

FAX : 092-643-3169

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7-7

